学校法人　石神学園　鎌ケ谷ひかり幼稚園　重要事項説明書（令和８年１０月１４日現在）

１　事業者

名　　称	学校法人　石神学園　鎌ケ谷ひかり幼稚園
所　在　地	千葉県鎌ケ谷市鎌ヶ谷６丁目７番３８号
連　絡　先	０４７-４４５－０１８４
代　表　者　氏　名	理事長　石神市太郎
寄附行為の目的に定めた事業	この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行うと共に、「子ども・子育て支援法」・「就学前の子どもに関する教育、保育の総合的な提供に関する法律」に従い、総合的な子育て支援並びに就学前の子どもに関する教育・保育を行う事を目的とする。 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校並びに幼保子ども園を設置する。 ・鎌ケ谷ひかり幼稚園 ・幼保連携型こども園　印西ひかりこども園 （学校法人石神学園寄付行為より）
設　立　年　月　日	１９７４年　4月　1日

２　施設の目的

施　設　の　目　的	鎌ケ谷ひかり幼稚園（以下「当園」という。）は、特定教育・保育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども（以下「利用子ども」という。）に対し、適正な特定教育・保育を提供する。当園は、学校教育法第２２条及び第２３条によって子どもを保育し、適当な環境を与えてその心身の発達を助長することを目的とする。（鎌ケ谷ひかり幼稚園園則より）
運　営　方　針	子どもたちにとっての最善の利益を追い求めると共に、幼児期特有のあそびを通した体験や学びの充実を中心に保育を行います。子ども達が幼稚園での生活全体を通じて様々な体験を積み重ねる中で、一人ひとりの育ちを保障できるよう努めます。

３　幼稚園の概要

施設の種類		幼稚園
名称		鎌ケ谷ひかり幼稚園
所在地		千葉県鎌ケ谷市鎌ヶ谷６丁目７番３８号
認可年月日		１９７４年　3月　４日
電話番号		０４７－４４３－５２９５
園長氏名		石神建太郎
利用定員（年齢別）		１４９人（3歳　４５人・4歳　５２人・5歳　５２人） ※満３歳児は受け入れ不可。
対象児童		特定教育・保育給付認定を受けた３歳児から５歳児
職員数		３０人（詳細は、「６　職員体制」のとおり）
取扱う保育事業の種類		保育、預かり保育、親子クラス（０～２歳児の未就園児対象）
自己評価の概要		職員による教育・保育内容等の自己評価を毎年１度実施し、教育・保育の内容の向上に努めています。
園医等	園医	青い鳥こどもクリニック　引田満
	園歯科医	ほうじょう歯科　北条宏樹
	園薬剤師	A.S.O.調剤薬局　阿曽　智大

※　自己評価及び外部評価の評価結果の詳細については事務室に備えてありますので、いつでもご覧ください。

４　教育・保育を提供する日・時間、休業日

⑴　開園時間

月曜日から金曜日までの7:３０から１８:３０まで（休業日を除く。）

⑵　教育を提供する日・時間、教育を提供しない日

教育標準時間認定	提供日	月曜日から金曜日まで
	提供時間	8:４５～１４:００（※水曜日のみ８：４５～１１：３０） ※登園時間は 10 時までです。特別な事情がある場合はご連絡下さい。 （登園を行き渋っている等） ※この時間帯以外に必要な場合は、預かり保育を行います。
	休業日	土曜日・日曜日・祝日・行事などの振替休日、 創立記念日(５月２日)、県民の日（６月１５日)、 お盆（８月１２日～１５日)、年末年始（１２月２８日～1月３日） 【下記長期休みは通常保育はお休みですが、預かり保育があります。】 春休み(３月１９日～４月７日) 夏休み(７月２１日～８月３１日) 冬休み(１２月２４日～1月７日) ※園の管理運営上、臨時に休園する場合があります。 ※園での感染症の流行防止のため、学級閉鎖などが実施されることがあります。
	その他	預かり保育は、月額利用者負担額のほかに別途費用が必要になることがあります。

５　施設・設備の概要

敷　　地	面積　9030.54㎡（約２７３６坪）				
建　　物	新園舎	ＲＣ造	２階建て	延べ床面積	１５２４㎡
	旧園舎	ＲＣ造	２階建て	延べ床面積	４２０㎡
	預かりのお家	Ｓ造	１階建て	延べ床面積	８１㎡
	おひさまのお家	木造	１階建て	延べ床面積	４９３㎡
施設の内容	３歳児室	各部屋 50 ㎡	４歳児室	各部屋 54 ㎡	５歳児室　各部屋 50 ㎡
	遊戯室	265.33 ㎡	幼児用トイレ	34 個	運動場　3,272 ㎡
設備の種類	プール（組み立て式）、冷暖房、駐車場（約３５台）				
安 全 保 障	幼児賠償責任保険加入				
そ　の　他					

６　職員体制

	常勤 職員	常勤職員 の資格	非常勤 職員	非常勤職員 の資格
園　　長	１人	幼稚園教諭１種　１人		
教　　頭	人	幼稚園教諭１種　　人		
主幹教諭	１人	幼稚園教諭１種　１人		
教　　諭	１０人	幼稚園教諭１種　４人 幼稚園教諭２種　６人	１４人	幼稚園教諭１種　０人 幼稚園教諭２種　９人
事 務 員	３人		１人	

※　「非常勤」とは、１か月の勤務時間が常勤職員の勤務時間に満たない職員のことをいいます。

※　人事異動により変更になることがありますが､「幼稚園設置基準」等に定められた基準を遵守し、教育の提供に必要な職員として、上記の職員を配置しています。

７　ひかりの保育

⑴　教育・保育理念

1. 子どもとつくる保育

当園では､『子どもとつくる保育』を目指して、子どもと大人が共同生活する中で起こる様々な出来事を共感し、問題に向き合い、一緒に考えながらあそび・生活・活動をつくっていきたいと願っています。知識や技術を教えこんだり、学校のような教科学習でもなく生活する中で経験する全てが子どもの学びに繋がると考えています。

2. 保護者と共につくる保育

この園の保育を最大限生かすには、保護者のみなさんとの信頼関係の構築や協力が不可欠です。園におまかせは、信頼とも考えられますが子ども達の成長を考える時には共に考え合えるようにしたいと願っています。私達大人同士も問題があれば、一緒に話し合い・考え合って協力していくというのは子どものより良い育ちにはとても大事です。そしてこれは園と保護者だけでなく、保護者のみなさん同士でもそうです。入園すれば親も子もひかり幼稚園という共同体のパートナーです。共にいい子育て環境を築けるよう努力していきましょう。

⑵　大切にしている事・こども達に伝えたい価値観と経験

１．仲間を大切にする心と大切にされていると感じる経験
２．心も身体もたくさん動かし、感情豊かに楽しく過ごすあそびや集団での生活経験
３．失敗や間違いから学び、立ち直る経験
４．みんなの中で思ったことが言える・言っても大丈夫と思える経験
５．意見の異なる相手と話し合い、互いに納得できる答えを見つける経験
６．みんなと目標を共有し、それをやりとげる喜びを感じる経験

※２の心も身体もたくさん動かしてという表現には、心は楽しい・嬉しいというポジティブな感情だけでなく、つらい・悲しい・苦しいというネガティブな感情も含まれます。また身体についても五感を使い、能動的に環境に働きかける事を指しています。

※４や６のみんなは、一緒にあそぶ仲間・クラス・園のみんなと様々な単位の集団です。
　また目標も活動としての目標（例：クラスでつくった劇を見せる）だけでなく、あそんでいる中で、川づくりしてこうしたいねという目標を仲間と一緒に達成する事も含まれます。

⑶　教育方針

当園の教育について理念や目標の達成の為、次の３つを大事にします。

	活動項目	活動内容	育てたい力	
生活	基本的生活習慣	食事・排泄・着脱・整理整頓等	自分の事は自分でする、自分で気持ちを切り替えて行動するといった自律・自立するための力	
	集団	生活・集会・あそび・活動	民主的に人と関わる力	
あそび	自然あそび	採集・落ち葉あそび・泥水砂あそび・虫取りなど	自然への興味や関心、生命を大事にする心	あそぶ中で、これらの力が身につき、生きる上での基礎・土台となります。またあそぶ中で、自分はこれが好き・この子と一緒が心地いいとその子らしさ・個性の芽が出てきます。
	ごっこあそび	おままごと・海賊ごっこなど	見立て、模倣する力、相手のつもりがわかる力	
	ルールのあるあそび	おにごっこ・はないちもんめなど	理解し自己抑制する力、ルール作りの創意工夫を経験	
	表現するあそび	作る・踊る・歌う・奏でるなど	表現する喜び	
	その他のあそび	大縄跳び・コマ回し・ボールあそび・アスレチックであそぶなど	身体を大きく動かす力、リズム感、手先の器用さ	
活動	表現	描画・音楽・つくる・劇活動・協同制作など	想像力、表現する喜び、身体の使い方	年齢に応じた活動を通して、これらの育ちが促され、子ども達のあそびや生活がより豊かになります。
	身体	あそび・踊る・散歩・体育指導・運動会など	身体の使い方、競う楽しさ	
	言語	話す・聞く・考える・文字ノート・絵本読み聞かせなど	伝える力、相手を知る経験、想像力や価値観を学ぶ	
	科学	飼育・栽培・調理・自然あそびなど	知ろうとする力、考える力、喜びや困難を知る	

⑷　発達過程、ねらい

学　年	発達過程	ねらい
３歳児 年少・星組	・自分丸出しで、自分中心の３歳児 ・なんでもできる・やりたい・しりたい３歳児 ・有用感に満ちた３歳児	・園生活に慣れ、好きな場所・あそび・仲間を見つける。 ・身の回りの事を自分の力で出来るように取り組む。
４歳児 年中・花組	・思考する力が伸びる４歳児 ・他者を意識する４歳児	・クラスの活動の中で、自分の考え・思いを出し合い他者に認められる事で自信を持つ。
５歳児 年長・森組	・園生活を自立して過ごす５歳児 ・民主的な５歳児 ・みんなで目標に向かい意欲的に取り組む５歳児	・園生活の中にある活動や仲間と関わる中で出てきた問題を話し合い自分達の力で解決する。また意見がぶつかり合った時に、お互いが納得できる案を考え折り合いをつけていく。
年間の主な活動予定	７月：キャンプ（年長）10 月：運動会（全学年）　12 月劇の会：（年中長）２月ひかりＤＡＹに向けての協同制作（年中長）	

※これらのねらいを教育方針に基づき生活・あそび・活動の中で育てていきます。
※各行事の予定は、年間予定をご参照下さい。

⑸障がい児保育への取り組み

※受け入れ人数には限りがあります。受け入れ可能かどうかは事前に園までご相談ください。

１．なぜ障がい児保育に取り組むのか

子ども達は、一人ひとり違っています。それは、障がいのあるないに関わらずですが、社会の中には様々な人達がいるという多様な社会を園の中でも経験していって欲しいと願っています。障がいを持った子達も共に過ごす事で、双方にとって育ちが促される事をこれまでの保育の中で私達も実感をしている所です。幼児期に言葉による理解でなく生活を共にすると言う経験の中で、他者を理解する力が育ち、様々な個性を持った仲間を自然に受け入れていく力が育ちます。一緒に生活する仲間の個性の幅が広い事が、子どもの他者を受け入れる心の幅の広さにも繋がっていくように感じています。もちろん限度がありますが、可能な範囲で障がいを持つ子達の受け入れをしていきたいと思います。

２．保育の取り組み

①障がい児には１名加配の職員がつきます。その子の気持ちに共感しながら自立に向けた支援や他児との関りの手助けをしながら仲間との繋がりや自分もという意欲を育てていきます。

②障がい児もクラスの仲間として受け入れ、支え合い育ち合いの輪を作ります。時に加配の職員ではなく、子ども同士の自然な助け合いを促したり、障がい児の困ったについてみんなで話し合って解決する事も大事にします。

３．受け入れる上で障がい児の保護者へお願い

①指定の登降園の時間と自家送迎をお願いします。

②預かり保育の利用は、ご遠慮頂いています。

③職員を一名配置する上で、毎年９月１日までに障がい手帳・療育手帳のコピー、医師や心理士の診断書を頂きます。

④みんなと一緒にばかりを求めるのでなく、その子の育ちのペースを尊重します。

⑤感染症が流行る時期などで、職員の欠勤が多く加配の職員を付けられない場合は、お休みをお願いする事があります。

※受け入れるにあたって、これらの条件や園の受け入れる体制が整っている事が条件となります。受け入れられる人数には１クラス１名まで、園全体でも５名程度となります。事前の相談がない場合はお断りする事になりますので、ご注意ください。

８　保護者と共につくる保育

〈子どもたちが、幼稚園で充実した集団生活をおくるためのお願いです〉

１．ひかりの保育を活かすための５つのお願い

①『たくさんあそんだ証拠に体操服は汚れるものです』

たくさんあそんだ・園で活き活きと過ごした証拠です。もし体操服を汚してはいけないとしたら、こどものあそびを制限して、大人が監視員のようになってしまう恐れがあります。それでは自主性も大人とこどものいい関係も築けません。体操服は汚れるものですので、洗濯物よろしくお願いします。

②『やってみたいにチャレンジしたり、身体を動かしてあそぶ中では怪我もあります』

身体を動かし、挑戦する中で失敗したりぶつかったりして怪我をする事もあります。怪我をする事で、自分の力量を知ったり、危険を回避する力が育ちます。大きな怪我に繋がらないよう注意を払いながらも、子ども達のやりたい・やってみたいという意欲や失敗から学ぶ事を大事にしたいと考えています。

③『たくさんの人と関わる機会があれば・必ず衝突や喧嘩があります』

他者と共に生活する中では、衝突は必ず起こります。これをマイナスに受け取る

のではなく、自己主張が出来ている証であり、相手の気持ちに気付くチャンスと考えています。たくさん喧嘩する中で、自分の思いを言葉にし、相手の気持ちを知り、自己コントロールする力や社会の在り方を知る中で、その衝突は少なくなってきます。この様な体験を通じて学ぶ場が幼稚園です。

④『見栄え出来栄えでなく、それが出来るまでの過程を大事にします。』

子ども達が、つくった工作物や描いた絵、劇や運動会での表現活動（踊り）など子ども達が表現したものを肯定的に見ていきたい・見て欲しいと願っています。上手く出来る事よりも、楽しく好きになる事の方が、これからの子ども達には大切です。またかつて当園でも絵の描き方を指導していた時代がありました。そうした指導の中で大人の教える正解に応えられるか不安になり、絵が描けないと言って絵が苦手になってしまう子たちがいました。それらの反省を踏まえて、子どもなりの発想や判断を尊重して、自分の思いや考えを表現する喜びや認めてくれる安心感を大事にしたいと考えています。

⑤『大人同士の良い関係を築けるよう努力しましょう。』

保護者同士だけでなく保護者と職員も上下の関係なく対等な立場です。子どもの最善の利益のためには、大人同士が良い関係を築く事が必須条件です。日頃からコミュニケーションを図りながら、いい関係作りを互いに心掛けて、子どもにとっての最善の利益を考えられる様にしていきましょう。

※補足として

園で起こった怪我や喧嘩、時に発達に心配があった時等の対応ですが、まず事実（子どもの姿）を伝えた上でどう関わり・対処していくのかを一緒に考えたいと願っています。喧嘩や小さな怪我は園で責任をもって対処しますが、意図せず相手の子に大きなけがをさせてしまったり、同じ子同士のトラブルが重なった場合は、両方の保護者の方にこちらが把握した事実をお伝えする事を心掛けています。しかし現在の職員体制（国の定める配置基準以上の職員がいますが）では、事態を把握する事が困難な場合もあります。そういった場合には、周りにいた子ども達に聞きながら事態の把握に努めますが、推測で決めつけるようなことがないように慎重に判断したいと思います。特に喧嘩で起こりやすい事ですが、自分のお子さんの言い分が全てと思いこんで、園を飛び越えて保護者同士で解決しようとするとトラブルになりやすいので気を付けて下さい。喧嘩もお互いの言い分がありますし、自分本位な見方であったり、都合の悪い事は言わない事があります。こうした解決は、その場で相手と話す中で解決すべき事です。保護者同士も子ども同士でこうしたトラブルがあった時は、一言声を掛け合って頂くとお互い

気持ちも伝わりわだかまりもなく気持ちよく過ごせます。大人同士のいい関係を築けるよう、ご理解とご協力を宜しくお願い致します。

２．子どもの成長を願って一緒に創る保育環境

園の行事の中には、保護者の方にも一緒に参加して頂くものもあります。ファミリーＤＡＹ（親子であそぶ日）や運動会、劇の会やひかりＤＡＹ（旧作品展）といった行事だけでなく、毎年１回以上の保育参加という日常を見て頂く日がそれに当たります。それぞれの行事に意味があり、子ども達の成長を願って行いますが、保護者の方の理解と協力が不可欠です。こうした行事の意味については、懇談会やお手紙で伝えていこうと思いますので、一緒に楽しみながら『なぜやるのか』をご理解頂けるとありがたいです。またこの保育環境を一緒に創るという事は、子ども達のやりたいを叶えるための協力関係も大事だと思っています。園の活動の中には、人手のいる活動もあります（大量の絵の具を使うフィンガーペイントや園外へ行く活動など）そうした時には、ボランティアもお願いしています。また子ども達がこの環境の中で活き活きと生活するためには、その前後の家庭で過ごす時間も大事になってきます。睡眠や食事といった生活リズムを整える事で、幼稚園という社会に出て疲れた心と身体を休めて、また明日これやるんだと意欲的に園で過ごす為のエネルギーを蓄えられるように取り組んで頂きたいと思います。

９　給食等

給食管理会社	(株)富士産業　（許可番号：第２０２４－６６号）
昼食	保護者の方へは、前月末日までに翌月の献立表をお配りします。 （今月の献立表は別紙のとおりです。）
アレルギー等への対応	除去食の導入や解除などの食物アレルギーへの対応については、所定の書類に記入していただき、それをもとに保護者の方と話し合いのうえ、進めていきます。ただし、対応が困難な場合もあります。園での対応が出来ない場合は、ご家庭で代替えの品を用意して頂きます。また除去食は、**アレルギーの診断を受け医師からの指示があるお子さん又は宗教上食べられない食品があるお子さんのみ**とします。家庭の方針などによる除去には対応できません。 除去の必要があるお子さんは入園受付時の面接で必ずお伝え下さい。 食物アレルギーの例）小麦・牛乳・卵・大豆・エビ・カニ・果物など 宗教上の除去の例）イスラム教の方は、豚除去など
衛生管理等	給食施設設置届を習志野保健所へ提出しています。（平成１２年４月１日届出） 水質検査を年１回実施しています。 調理員及び保育従事職員は、毎月検便を行っています。

10　健康診断等

健康診断	毎年１回、１学期に園医が健診をします。 健診の結果については、レーザーキッズ（成長記録）に記載します。
歯科検診	毎年１回、１学期に園医が検診をします。 検診の結果については、レーザーキッズ（成長記録）に記載します。
身体測定	学期に２度身長・体重の測定を行います。また尿検査を毎年１回実施します。 結果については、レーザーキッズ（成長記録）に記載します。

※　その他、お子さんの日ごろの様子でご心配なことがありましたら園にご相談ください。

11　利用に伴い保護者が負担する費用

⑴　教育の質向上のために必要な費用（上乗せ徴収）

項目	内容等	金額
施　設　費	施設の維持に要する費用	入園時　１０，０００円
入園準備費	入園の準備等に要する費用	入園時 ３年保育７０，０００円 ２年保育５５，０００円 １年保育３０，０００円

(2)毎月の実費徴収

項目	内容等	金額
給食材料費	食材購入に要する費用	主食費　４００円 副食費　２、６５０円
給食管理費	給食を委託する(株)富士産業への管理費に要する費用	４，０００円
行事・絵本代	毎月の月間絵本や運動会などの行事に要する費用	１，５００円
バ　ス　代	バスは年間契約です。特別な事情がある場合のみ、年度途中での変更を受けます。 ※受け付けられない場合もあります。	３，７００円 ※バス利用者のみ
卒園積立金	卒園アルバムや記念品のための積立金	１，５００円 ※年長のみ
合　計　①	バスの利用がない方の場合の毎月の納付金	年少中組　８，５５０円 年長組　１０，０５０円
合　計　②	バスを利用される方の毎月の納付金	年少中組　１２，２５０円 年長組　１３，７５０円

(3) 日用品・文房具等の購入、行事参加費などの実費徴収

項目	内容等	金額
日用品、文房具等購入費用	園指定バッグ（モンベル）	１個　５，７００円
	半袖体操服	２，１００円
	長袖体操服	２，６００円
	ハーフパンツ	１，５００円
	ジャージ（上着）※希望者のみ	３，１００円
	ジャージ（ズボン）※希望者のみ	２，４００円
行事参加費用	遠足等、行事参加に係る費用	その都度実費で徴収
その他	保険代・道具代など（別紙参照）	年額　１万円前後

※　給食費に関する注意事項

①以下に該当する場合は、主食費のみとなります。

・市区町村民税所得割額が 77,101 円未満の世帯の方

（市区町村民税所得割額の算定は、８月分までは前年度分市区町村民税(前々年の１月～12 月の収入から算定された税額)、９月以降は当年度分の市区町村民税(前年の１月～12 月の収入から算定された税額)により算定されます。なお、税額算定の際は、住宅借入金控除等はなかったものとして扱われます。）

・同一世帯から保育所等を利用している０～５歳児までのうち、その世帯の小学校３年生までの子から数えて３人目以降のお子さん

（「多子軽減に関する届出書」の提出などが必要です。）

②主食費のみの方については、居住地のある市区町村から通知が送付されます。

（４）預かり保育料に関しての費用とお願い

※預かり保育を利用する上でのお願い※お仕事や用事の為に必要とされている方のみになります

預かり保育（きらきら組）は、通常の保育時間（8 時 45 分から 11 時 30 分または 14 時）と異なり、なるべく家庭で過ごす時間のようにのんびりと過ごす事を大事にしています。きらきら組では、保育室とは異なるおもちゃ（プラレールやトミカ、メルちゃんやウルトラマンのフィギュアなど）や畳のスペース、テレビやおやつの時間があります。落ち着いた時間を過ごせるように配慮するために以下のお願いがあります。

１．新入園のお子さんに関しては、クラスで安定して過ごせている事

（あそびや生活で安定して過ごせている）

２．排泄の自立が出来ている事（オムツが取れて、トイレで排泄ができる）

３．身辺自立が出来ている事（衣服の着脱や自分の物の出し入れができる）

以上の条件が整っているお子さんが対象になります。また新入園のお子さんは以上の条件や生活の安定を考えて、５月の中旬以降からの利用をお願いしています。

※保育園に１年以上在籍していた経験がありなおかつ上記の１～３の条件が整っている方に関しては４月下旬から預かり保育を利用できます。詳しくは園までお問い合わせ下さい。

（4）預かり保育料金表

預かり保育	月極	一日保育単日	午前保育単日
早朝のみ(7:30～8:45)	5500	500	500
保育後 15 時まで	2500	200	400
保育後 16 時まで	5000	400	600
保育後 17 時まで	7000	600	800
保育後 18 時まで	10000	1000	1200
保育後 18 時半まで	11000	1100	1500
早朝+15 時まで	8000	700	900
早朝+16 時まで	10000	900	1100
早朝+17 時まで	12000	1100	1300
早朝+18 時まで	14000	1500	1700
早朝+18 時半まで	15000	1700	1900

区分	預かり保育利用時間	金額
学期中の預かり保育	午後７時３０分～午前８時４５分	５００円/１回
	午前１１時３０分～午後５時００分	上記表参照
	午後５時００分～午後６時３０分	２００円/３０分
長期休園中の預かり保育	午前７時３０分～午前９時００分	５００円/１回
	午前９時００分～午後５時００分	２００円/１時間
	午後５時００分～午後６時３０分	２００円/３０分

※居住地のある市区町村に申請を行い、「保育の必要性の認定(施設等利用給付認定)」を受けた場合は、利用日数に応じて最大月額 12,300 円までの範囲で無償化の対象になります。

12　費用の支払方法

⑴　教育・保育の質向上のための費用

入園準備費・施設費については、入園時にお支払いただきます。また入園の面談・手続きの際に検定料３，０００円がかかりますので、合わせて準備をお願いします。これらは受付時に現金によりお支払いください。入園後にお支払い頂く納付金（月額）については、毎月２０日頃に千葉銀行での引き落としによりお支払い頂きます。引き落としが掛からなかった場合は、現金でお支払い頂きますが、その際には引き落としの手数料（５５円）を加えて請求させて頂きます。

⑵　引き落とし手続きが遅れたり、納付金の滞納があった場合

千葉銀行の引き落としの為の手続きについて、３ヶ月以上手続きがなされない場合や納付金の３ヶ月以上の滞納になった場合は、退園になる事があります。手続きが遅れたり、滞納になってしまう場合は、事務までご相談ください。相談がない場合は、自動的に退園となります。

13　入園に当たり園に提示・提出していただく書類

(1)　家庭状況調査書

(2)　引き取りカード

14　入園に当たり保護者の方が用意するもの

(1)　入園時に用意するもの：上履き・上履き袋

服装　：体操服

(2)　毎年度寄付いただくもの：ＢＯＸティッシュ３箱、フェイスタオル１枚、雑巾１枚、

机拭き用のタオル２枚　※変更があるかもしれません

(3)　毎日持参するもの：タオル、コップ、コップ袋、エコバック（小さく折りたためるもの）

給食セット（お箸セット、ナフキン）、通園リュック（モンベル）

※　用意した物については、全ての物にお子さんの名前をはっきり記入してください。

15　園と保護者の連絡について

⑴　園でのお子さんの状況や家庭での状況を相互に連絡しあうためにレーザーキッズというアプリを活用します。

⑵　月に１回、クラス・園だよりを発行します。月の行事や共通連絡事項などをお知らせします。

⑶　クラス・園だよりのほか、レーザーキッズにて随時お知らせ等を出しますので、確認してください。

16　園のご利用に際し留意していただきたいこと

欠席する場合 登園の時間が遅れる場合	当日に欠席する場合又は登園が遅れる場合は、その日の９時までにご連絡ください。バスを利用されるお子さんは、発車の１５分前までにご連絡下さい。
バスを利用される場合	バスの運行時間表を前年度末にお配りします。乗車されるバス停の時間をご確認下さい。バス停には、予定時刻の５分前にはお越し下さい。**予定時刻にバス停の前にいない場合**は通過します。その際は、園までお迎えをお願いします。また交通状況により遅れる場合がありますが、１０分以上遅れる際はレーザーキッズにてお知らせします。
お迎えが遅れる場合	お迎えが遅れる場合は、降園時間の３０分前までにレーザーキッズで連絡下さい。３０分前以降は、お電話でご連絡下さい。**降園時間を過ぎますと、預かり保育扱いになります**ので、遅れた際は打刻をお願いします。打刻がない場合は、**一律で１７時までの預かり料金になります。**

毎朝の体温等の確認	登園前に必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。
感染症に感染した場合	学校保健安全法施行規則に基づき、はしか・風しん等の感染症にかかった場合は、出席停止となります。 出席停止となる感染症は、別紙の「感染症に関するお知らせ」に記載したとおりです。この感染症にかかった可能性があり、園を欠席する場合は、園へ連絡をお願いいたします。（回復後の登園に関しては、受診の際に医師に登園できる目安を聞くか別紙感染症の手紙の登園の目安でご確認下さい。） なお、感染症に感染していない場合でも、園での感染症流行の防止のため、学級閉鎖等が実施される場合があります。
発熱のある場合	熱が３７．５度以上ある場合は、登園を控えてください。
投薬	園での投薬は、原則として行いません。 ただし、**医師の処方を受け食後と指定の受けた薬に限り**、医師の指示に基づき行うことがあります。必要がある場合は個別にご相談ください。
退園する場合	退園届を退園予定の２週間前までにご提出ください。 相談もなく支払いが３ヶ月滞った場合、退園になる事があります。
認定申請(兼)利用申込書の記載事項に変更がある場合	住所・連絡先・家族構成等の変更の場合は、「認定変更申請書(兼)内容変更届」をご提出ください。 保育の必要性の認定を受けている場合は、就労状況に変更があった場合も、「認定変更申請書(兼)内容変更届」をご提出ください。
その他	

17　緊急時の対応方法

⑴　保育中に容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者の方が指定した緊急連絡先へ連絡をし、症状に応じた医院への連絡や園医への連絡をとるなど必要な措置を講じます。

⑵　保護者と連絡が取れない場合には、お子さんの身体の安全を最優先させ、当園が責任を持って、しかるべき対処を行いますので、あらかじめご了承願います。

⑶　軽度な擦り傷・切り傷・打撲については、園で対処します。軽度なケガの場合は連絡しない場合がありますが、頭部の怪我や通院の必要があるような怪我の場合はご連絡します。

園医	医療機関の名称：青い鳥こどもクリニック　　医師名：引田　満 所在地：鎌ケ谷市南鎌ヶ谷 1-5-24　（電話番号）047-441-5457
園歯科医	医療機関の名称　ほうじょう歯科　　医師名：北条　宏樹 所在地：鎌ケ谷市鎌ヶ谷 5-1-39　　（電話番号）047-443-1455

18　非常災害時の対策

防火管理者	理事長　石神市太郎	
避難・消火訓練	避難訓練及び消火訓練を隔月１回以上実施します。（年間 10 回程度）	
防災設備	自動火災探知器・煙感知器・誘導灯・非常通報装置	
避難場所	鎌ケ谷ひかり幼稚園　園内	
非常災害時の情報提供	地震等の非常災害発生時については、レーザキッズより情報提供を行います。（事前登録が必要です）	

19　賠償責任保険の加入

保険の種類	全日私幼連保険制度	
保険の内容	傷害保険	
保険内容	①　加入園賠償責任	対人賠償　１名２億円　事故８億円 対物賠償　１０００万円
	②　園児団体傷害保険	死亡・後遺障害　１１２万円 入院保険日額　５５０円 通院保険金日額　３５０円

※園の保育活動中に起こった怪我については、園の保険を使用します。通院にかかった費用の領収書をまとめて提出ください。後日お支払い致します。こちらは民間の保険ですので、お子さんの受給券をご利用ください。

20　教育・保育内容に関する相談・苦情

⑴　鎌ケ谷ひかり幼稚園　相談・苦情担当

相談・苦情解決責任者	園長　　氏名　石神建太郎
相談・苦情受付担当者	主幹教諭　氏名　矢澤玲奈
受付方法	面接・電話・書面などにより、受付担当者が随時受け付けます。
電話番号	０４７－４４３－５２９５

21　個人情報の取扱いについて

当園が業務上知り得たお子さんや保護者に係る個人情報については、法令等を遵守し、適切に取り扱うものとします。

なお、当該個人情報については、以下の目的のために必要最小限の範囲内において、外部提供することがあります。

- 学校教育法に基づく認可施設の設置・運営に関し、千葉県や関係省庁へ必要な情報提供を行うこと。
- 子ども・子育て支援法に基づく特定教育・保育施設の確認及び教育・保育給付認定に関し、鎌ヶ谷市や関係省庁、居住地のある市区町村へ必要な情報提供を行うこと。
- 子ども・子育て支援法に基づく特定子ども・子育て支援施設等の確認及び施設等利用給付認定に関し、鎌ヶ谷市や関係省庁、居住地のある市区町村へ必要な情報提供を行うこと。
- 当園の修了にあたり、小学校への円滑な移行・接続が図れるよう、入学する予定の小学校との間で必要な連絡調整を行うこと。
- 他の教育・保育施設や地域型保育事業所へ転園する場合など当園における教育の終了に際して、他の教育・保育施設等への円滑な移行・接続が図れるよう、教育・保育施設、地域型保育事業所、地域子ども・子育て支援事業を実施する事業者などとの間で必要な連絡調整を行う事。
- 兄弟姉妹が他の教育・保育施設や地域型保育事業所に在籍する場合において、他の施設・事業所との間で必要な連絡調整を行うこと。
- 当園での教育においてお子さんの状況に応じた適切かつ必要な支援を図るため、巡回指導を行う市区町村や児童発達支援センターなどとの間で必要な連絡調整を行うこと。
- 緊急時において、医療機関その他関係機関に対し必要な情報提供を行うこと。
- 教育の質の向上を目的とした第三者評価機関による審査に関すること。
- 当園のＨＰやインスタグラムなどにも名前などを削除した上で写真を掲載する事があります。もしそうしたＷＥＢ上での掲載を控えたい方は、４月の懇談会までに申し出ください。

また、日々の教育の必要に応じて、誕生表や写真、お子さんの名前が記入してあるものなど、園内に掲示することがあります。

重要事項説明に係る同意書

私は、「令和９年度入園用重要事項説明書」に基づいて重要事項の内容を確認し、学校法人石神学園　鎌ケ谷ひかり幼稚園における教育・保育の提供等に同意しました。

令和　　年　　月　　日

住　　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

児 童 の 氏 名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保 護 者 氏 名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 印

（自筆署名の場合は、押印不要）

児童からみた続柄 ＿＿＿＿＿＿＿＿

※こちらの同意書は、願書と一緒に提出をお願い致します。